

平成30年度

広島中央環境衛生組合補正予算書

平成30年12月

## 議案第8号

### 平成30年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359,789千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,789,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月26日提出

広島中央環境衛生組合管理者 高 垣 廣 徳

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,801,803	128,575	2,930,378
	1 負担金	2,801,803	128,575	2,930,378
3 国庫支出金		258,138	△ 1,864	256,274
	1 国庫補助金	258,138	△ 1,864	256,274
5 諸収入		59,369	128	59,497
	1 雑入	59,369	128	59,497
6 組合債		999,800	△ 486,700	513,100
	1 組合債	999,800	△ 486,700	513,100
7 財産収入		0	72	72
	1 財産売払収入	0	72	72
歳入合計		4,149,233	△ 359,789	3,789,444

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,143	491	88,634
	1 総務管理費	87,589	491	88,080
3 衛生費		3,732,125	△ 360,280	3,371,845
	1 清掃費	3,732,125	△ 360,280	3,371,845
歳出合計		4,149,233	△ 359,789	3,789,444

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	最終処分場維持管理事業	125,712
		廃棄物処理施設整備事業	169,460

第3表

## 地 方 債 補 正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	61,300	普通貸借	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理事業	999,800	普通貸借	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(単位：千円)

限 度 額	補 起債の方法	正 利 率	後 償 還 の 方 法
451,800	普通貸借	年 利 5.0 % 以 内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、組合 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に 借換えすることがで きる。